

濃州本郷村之儀、前々より

諸荷物等着船せしめ、人馬にて

送り届け候処、近き此外村へも

着船せしめ候。本郷村之儀、渡船

等之有り、通り衆之有る節は、

墨俣宿役船相勤め、往古

より湊に取り扱い来り候間、右村へ

着船せしめ候様に願ひ候に付、各

役所に於いて吟味之有り候之処、

外に差し障りも之無き由相

達せられ候に付き、申し断じ、前々より取扱

来り候通りに去冬申付け候。

然る処隣村より彼是願ひの筋も

之有る由にて、願書差し出され候え共、

本郷村の儀は、右の通り、渡船も

之有り、役船も之を勤め、修復

等も自分に致す由に候得ば、

旁外村々願ひの儀は取り

揚げ難く候に付、願書差し戻し候間、

其の旨御申渡之有るべく候。以上。

正月廿三日 今泉忠兵衛

埴原金左衛門

栗田六之右衛門様

村上只右衛門様

右之通り御国奉行衆より申し来り

候之間、此の旨承知仕る可候。以上。

(元文四・一七三九)

未正月廿九日 村上只右

栗太六之右

本郷村

庄屋